

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年8月11日(2005.8.11)

【公開番号】特開2003-24198(P2003-24198A)

【公開日】平成15年1月28日(2003.1.28)

【出願番号】特願2002-227967(P2002-227967)

【国際特許分類第7版】

A 4 7 G 1/02

A 4 7 G 1/04

【F I】

A 4 7 G 1/02 M

A 4 7 G 1/04 A

【手続補正書】

【提出日】平成17年1月18日(2005.1.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

【従来の技術】

従来、この種の二面鏡としては、実開昭57-74782に、台5に鏡1鏡2をアーム3と、自在つぎ手4でつなぐヘアミラーが記載されている。また特開2000-197547には、伸宿自在具で二面の鏡を連結した構成でなる手持型の二面鏡がある。さらに、特開2001-104122には吸盤等の固定手段を介し壁面に支持された第1アームと第2アームをもつ鏡が壁面に着脱自在に取り付けられものがあった。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】 また、上記どちらの鏡においても鏡がアームにより、固定されている為、鏡を持って位置を移動するときに保持力が、大きいという問題やアームの端に付けられた鏡を顔の近くまで寄せ、メイクアップや髭剃りを行うことはアームは邪魔になるとともに鏡を持っているという不自由さもあった。